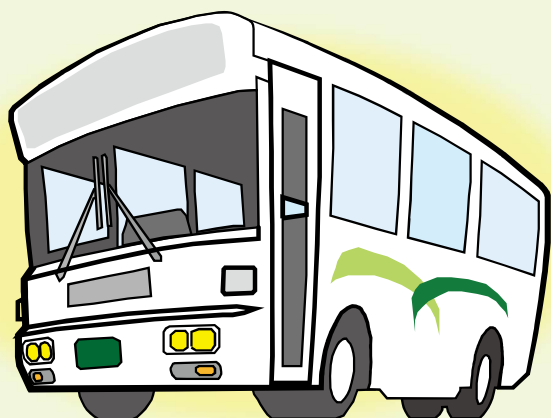


地域に必要な公共交通手段の確保へ



～ 生活交通支援事業 ～ (不便地対策)

公共交通が不便な地域において、
地域のみなさんが主体となって、
交通事業者や行政と協力し、地域
が必要とする生活交通をつくるこ
とができます。

みなさんの力を合わせた生活交通づくり



公共交通不便地であった南区柏原三丁目地区
では、生活交通の確保に向け、本制度を活用
した地域主体の取り組みが行われました。
地域、交通事業者、福岡市が協力して
取り組んだ結果、平成 27 年 4 月より
地区内へのバスの本格運行が実現しました。

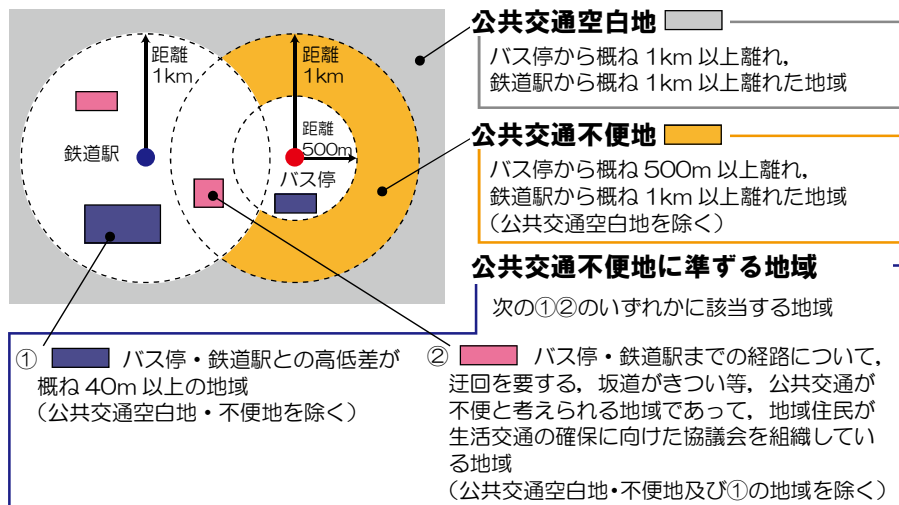
福岡市住宅都市局交通計画課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
電話 (092)-711-4393 FAX (092)-733-5590
メール kotsukeikaku.hupb@city.fukuoka.lg.jp

公共交通が不便な地域における地域主体となった生活交通確保の取組みへの支援

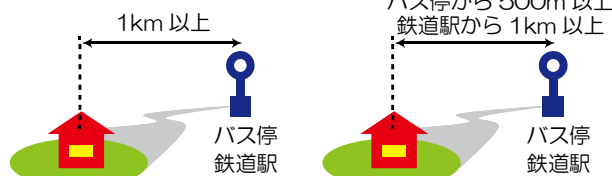
支援の対象地域

バス停や鉄道駅まで遠い、また坂道が急で不便な地域などを支援します。
下に示す3つの地域が対象となる範囲です。



公共交通空白地

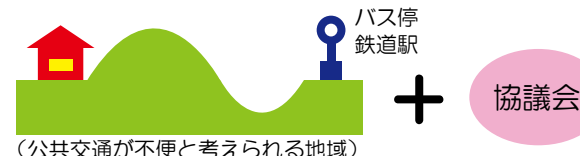
公共交通不便地



公共交通不便地に準ずる地域 ①



公共交通不便地に準ずる地域 ②



生活交通をつくりあげるまでのながれ

① 事前相談

地域の交通課題についてご相談ください

② 体制づくり

地域で話し合うことからはじめます

- ・住民同士の合意形成
- ・協議会の立ち上げ

③ 調査・検討

運行計画をつくります

- ・地域ニーズなどの把握
- ・交通事業者の選定
- ・バス停位置、運賃 など

④ 試行運行

運行内容の確認をします

- ・利用実態や採算性などの確認
- ・運行内容の見直し

⑤ 本格運行

積極的に利用して、
みなさんで支えます

- ・利用促進の取り組み
- ・定期的な検証、見直し

地域住民と協力関係の
構築を行います

- ・地域ニーズに合った運行
内容の提案

試行運行を実施し
事業の評価を行います

- ・採算性の検証

安定した経営を目指します

- ・安全な運行
- ・低コストへの工夫

協議会の立ち上げ等
の協力

検討経費の補助

補助金額：年間50万円を限度
補助期間：3年（最長5年）

試行運行経費の補助

- ・収支差額の補助
- ・経費の1/2と300万円の
いずれか少ない額を限度
補助期間：6ヶ月（最長1年）

協議会運営の
継続的な支援

加えて... 交通事業者と調整など必要な支援を行います

地域

交通事業者

福岡市

支援の基本的な考え

●地域が中心となった取り組み

本支援事業は地域が主体的に取り組むことを前提としています。より使いやすいダイヤ、運行ルートを作り、みなさんが積極的に利用し、継続的な運行とするためには、地域の主体的な活動が不可欠だからです。

●自立した経営

本格運行後は地域と事業者が利用促進や定期的な検証・見直しに取り組みながら、自主的な運行を行います。本格運行に対して福岡市の財政支援はありません。

●地域、事業者、福岡市が協力し合う

持続可能な公共交通とするためには、地域、交通事業者及び福岡市が連携して取り組む必要があります。